

## 公益財団法人岡崎市学校給食協会処務規程

平成 25 年 3 月 12 日制定  
平成 29 年 3 月 28 日全部改正

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岡崎市学校給食協会（以下「協会」という。）の組織及び事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事務局等の設置)

第 2 条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置き、岡崎市学校給食センター条例（昭和 45 年岡崎市条例第 60 号）第 4 条に規定する学校給食センター（以下「施設」という。）に事務所を置く。

### (組織)

第 3 条 事務局に次の課を置く。

(1) 管理課

(2) 業務課

2 管理課の下に次の係を置く。

(1) 総務係

(2) 経理係

3 業務課の下に次の係を置く。

(1) 業務Ⅰ係

(2) 業務Ⅱ係

(管理課の業務)

第 4 条 管理課総務係においては、次に掲げる業務を掌る。

(1) 評議員会及び理事会に関すること。

(2) 定款及び諸規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 事業計画を企画すること。

(4) 職員の人事、給与及び服務に関すること。

(5) 職員の研修及び福利厚生に関すること。

(6) 職員の退職金に関すること。

(7) 関係諸機関と連絡調整すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、他の係の所管に属さない事務を処理すること。

2 管理課経理係においては、次に掲げる業務を掌る。

(1) 予算を編成し、補正を含めた決算を調整すること。

(2) 県及び市へ予算及び決算の報告及び定期書類の提出を行うこと。

- (3) 資金計画、執行計画を立てて、毎月市へ概算払い請求すること。
- (4) 委託業務の契約に関すること。
- (5) 財産及び物品等の管理を管理すること。
- (6) 施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協会予算執行及び決算に関する事務を処理すること。  
(業務課の業務)

第5条 業務課業務Ⅰ係においては、次に掲げる業務を掌る。

- (1) 給食計画に基づき、こども園、小学校及び中学校等の給食材料の購入に関すること。
- (2) 岡崎市立額田中学校寄宿舎夕食調理業務の献立及び物資購入に関すること。
- (3) 給食材料の予算計画及び購入計画に関すること。
- (4) 食育推進事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、給食材料の品質及び衛生に関する事務を処理すること。

2 業務課業務Ⅱ係においては、次に掲げる業務を掌る。

- (1) 給食調理業務全般に関すること。
- (2) 給食事故に関すること。
- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) 前各号にかかげるもののほか、給食センター運營業務に係る事務を処理すること。  
(職)

第6条 事務局及び施設(以下「事務局等」という。)に事務局長を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事長の命を受け協会の事務を掌理する。
- 3 事務局等に課長を置くことができる。
- 4 課長は、課の業務を掌理し、事務局長が不在の時は、その職務を代行する。
- 5 係に係長を置くことができる。
- 6 係長は、上司の命を受け、係の事務を整理する。

(主任等)

第7条 前条に規定する職のほか、事務職員にあつては、事務主任及び事務副主任を、業務職員Ⅰにあつては、統括主任、調理主任、調理副主任、汽かん主任及び汽かん副主任、業務職員Ⅱにあつては調理副主任の補職名を付与することができる。

(決裁)

第8条 協会の事務を、すべて理事長の決裁を経なければ執行することができない。

(専決)

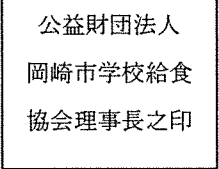

第9条 事務局等の専決事項は、理事長が別に定める。

(代決)

第10条 理事長が不在であるときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに不在であるときは、事務局長が理事長の決裁すべき事項を代決することができる。

(公印)

第 11 条 協会の公印の名称、書体、寸法、様式及び管守者は、次のとおりとする。

名称	書体	寸法	様式	管守者
協会印	てん書	方 24 ミリ メートル		事務局長
理事長印 (経理事務専 用)	てん書	径 18 ミリ メートル		事務局長

(文書の取り扱い)

第 12 条 文書は、迅速に取り扱い、文書整理簿により処理経過を明らかにし、能率的に処理しなければならない。

2 文書整理簿は、年度ごとに作成し、処理するものとする。

(準用)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、協会の事務処理に関しては、岡崎市の事務処理に関する規定を準用する。

(委任)

第 14 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

